

令和3年度第1回小郡市地域福祉計画策定委員会 議事要録

○日時

令和3年11月16日（火） 18:30～19:40

○場所

小郡市役所本館3階 大会議室

○出席委員

近藤忠義委員、島田昇二郎委員、森勝則委員、古賀敏幸委員、野田利郎委員、
池田恵子委員、渡辺早苗委員、重松正喜委員、佐々木登美子委員

○欠席委員

中村秀一委員、熊手須美子委員

○議題

第2次小郡市地域福祉計画・小郡市地域福祉活動計画令和2年度進捗状況について

○協議内容

新任委員紹介の後、副会長が議事進行を行う。

議題について事務局より説明を行い、以下のような質疑応答が行われた。

（委員）社協のホームページをリニューアルしたということだが、市のホームページに社協のバナーを入れることはできないのか？いつも社会福祉協議会で検索してページへアクセスしている。

（事務局）委員からご指摘いただいたように、市ホームページのトップページに社協のバナーは入っていない状況。市のホームページからは、リンク集の中に社協のホームページがあるので、そこから入っていただくか、市の福祉課のページの中から入っていただく形になる。今日いただいたご意見は、すぐに対応できるので検討をしていきたい。

（委員）資料中の「地域の協力者」について。この地域の協力者というのは、おそらく各行政区の福祉委員など、行政区によってさまざまな呼び名があるが、そういった方を示していると思うが、この福祉委員を統一し、例えば市長が委嘱するとか、そういう方法はとれないのか？

（事務局）ご意見のとおり、福祉協力員、福祉委員など呼び方はさまざまだが、地域には民生委員の他にも地域のサロンなどの協力をされている方々がいる。この呼び方の統一や活動への支援については、本日の午前中、市福祉課・小郡市社会福祉協議会・小郡市民生委員児童委員協議会の三者で意見交換を行った。呼び方の統一などは民生委員児童委員協議会からご提案いただいた内容でもあるので、よろしければ民生委員児童委員協議会会長から、民生委員児童委員協議会としてのご意見をこの場でご発言いただ

ないか。

(委員) 今小都市ではほとんどの行政区でふれあいネットワークの活動が行われている。その中で、民生委員以外の方たちが活動に協力している。そういう人たちの統一的な制度ができないかということを行政にお願いをしているが、それぞれの地域の事情によって従事する仕事の内容などが違うのでなかなか統一的にはできないと、今まで説明を受けてきた。今回、民生委員児童委員協議会としては、地域のふれあいネットワーク活動を推進するための委員として「ふれあいネットワーク推進員」の名称で統一して、社協会長から委嘱してもらい、いくらか活動費を出すような形はどうかと本日提案をしたところ。今後、行政・社協で検討して再度協議という形になるだろう。

(委員) 今、行政・社協で検討ということだが、地域としてはやはり行政に制度を確立していただきたい。というのは、区長が住民に活動への協力願いをしに行くときに、社協の制度としてお願いに行くよりも行政の制度としてお願いした方が効果があるし、重みが違うのではないかと思う。現状、制度がなく、この協力者について市内で名称がバラバラで、手当も出す区と出さない区がある。

(委員) 確かに、委員のような意見もあると思う。地域によって組織のあり方が違うので当然だろう。委員の言うように、市で方針を決めてもらう時期にきていると思う。

(事務局) 福祉委員制度については、以前から課題になっていると認識しているし、本日午前中、民生委員協議会ともこの議題での意見交換を行った。現状、半分くらいの行政区で福祉委員、福祉協力員など名称はさまざまだが制度を作っていることも認識している。しかしながら、行政で制度化を進めるとなると、公平性の観点から課題となってくるため、全行政区で制度を作っていくという話になっていく。今制度を作って活動している行政区はいいが、今そういった制度がない行政区に新たに制度を作ってください、担い手を探してくださいというのはなかなか厳しいという課題もある。そういったことから、午前中話した中では、見守り活動等に関しては、制度としては緩やかな形で、行政区の例えば隣組長や班長で、広報配布時に郵便受けを気にしてもらうとか散歩の途中で電気がつきっぱなしになっていないかなどを気にしてもらうなどで安否確認を含めて気を付けてもらえないかということで話したところである。いただいたようなご意見があることは承知しているし、今後も皆さんのお知恵をお借りしながら検討していきたい。

(事務局) 地域の協力者ということで、福祉委員に特化した話になったが、この地域福祉計画を策定するにあたり、事前は無作為抽出の市民 2,000 名を対象にアンケート調査を行った。非常に多くの方、特に若い世代の方に、地域のボランティアに興味・関心がある、機会があれば参加したいなど、何かしら地域参加の意向があったと記憶している。今地域の支え手になっている方々だけではなく、まだ関わっていないが意向があるという人をいかに取り込んで育成していくのかということも、この地域福祉計画の重点的な取組として考えている。そういった意味では、ボランティア情報センターの拡充など、より多くの市民を担い手として取り込んでいくということが、この計画の第 2 期での重点的な取組であると認識している。

(委員) 自分が制度のお世話になる場合、どこに連絡すればよいのかが判らない。資料には子

育て支援センターや自立支援などいろいろ書いてあるが、一般の人は制度について知らない。市役所に連絡すれば取り次いでもらえるのか。

(事務局) 市役所で対応可能。ご意見のとおり、市役所にはさまざまな部署があり市民はどこに相談したらよいか困ると思う。そういった問題に対し取りこぼしがないように、社会福祉協議会で福祉なんでも相談窓口を開設している。

(事務局 (市社協)) 地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築の一環として、福祉なんでも相談窓口を開設している。どこに相談すればよいかわからない、ちょっと話を聞いてほしい、そういったことに対し窓口を設け、とにかく社協に相談いただければどこかにつながるようにしている。市広報紙、社協広報紙、社協が配布する脳トレ冊子でも PR しており、昨秋から行っているが、簡単な相談も含めると昨年度は 500 件近くの相談があった。特に重要な案件は約 28 件で、警察・市役所の関係機関・区長などとの連携で対応した。

(委員) 福祉なんでも相談の PR について、市民みんなの目につくように広報の前の方に記載すると良いと思う。社協のパンフレットではなかなか見られない。広報はだいたい皆読んでるので、困ったときにはここに電話すればいいというのがわかっていれば安心感もあると思う。

(事務局) 相談先の周知について、広報紙の各種相談先一覧のページで、福祉なんでも相談も定例的に掲載はしているが、逆にいろいろな相談先が記載されているので、福祉なんでも相談を見つけやすいように、わかりやすい言葉やフレーズを使うなど工夫していきたい。

(委員) 地域包括支援センターを市内に 3 ヶ所開設したとあるが、場所はどこにあるのか。

(事務局) のぞみが丘校区、東野校区、大原校区は西地区とし長生会が担当、三国校区、立石校区は東地区として本間病院が担当、御原校区、味坂校区、小郡校区は南地区として嶋田病院が担当している。区割りは、それぞれ高齢者の割合が偏らないようにしている。

(委員) まごころパックお届け事業について、1 回だけ実施されたのか、また何世帯であったのか。

(事務局) 昨年度から新型コロナの拡大で全国的に生活困窮者が増えているが、県社協の事業で、減収した人や失業した人を対象として特例貸付事業が始まった。まごころパックは、この貸付事業を利用した人を対象として食料支援を行った。令和 2 年度中、1 世帯あたり上限 2 回として実施。また、令和 3 年度もコロナ禍が続いており困窮状態にある世帯を対象に 1 世帯あたり上限 2 回で食料支援を行っていく。

(委員) 配布世帯は 2 回で 350 世帯くらい。

(副会長) 委託事業者として、まごころパックを実施した感想を教えてもらえないか。

(委員) 小郡の困窮世帯として外国の方が多かった。外国の方は、なかなか連絡がつきにくく、持って行っても留守だったりして、はがきサイズで英語のメッセージを投函など、繰り返し連絡した。新鮮な野菜などもあったので土日でも対応した。

(委員) 貸付事業についての限度額等、概要を教えてください。

(事務局 (市社協)) 新型コロナウイルスによる減収への対応で、最初は小口貸付として世帯上限 20 万円、それでもお困りの場合、総合貸付で月 20 万円を上限 3 ヶ月として貸付を行っ

た。更に延長貸付が月 20 万円の 3 ヶ月、継ぎ足しとして国からの要請で月 20 万円 3 ヶ月の再貸付が可能であり、これが上限で総額最高 200 万円借りている方がいる。利息はなし。2 年後から償還が始まり、期間は 10 年である。200 万円の方は、月に 2 万円程度の返済になる。

(委 員) まごころパックの件だが、以前古賀区で野菜を詰めたものを 1,000 円で販売していただいた。民生委員から案内があり、大変助かったが、どこが販売したのか。

(事務局) 昨年度、コロナ禍の中で、高齢者を中心に特に買い物に出づらい時期があった。その時に女性消防団が実施したもの。

最後に、事務局から以下の事務連絡の後、副会長より閉会のあいさつがあり、本会議は終了した。

- ① 本日は新型コロナ対策として時間制限としたため、「協議内容等に対する意見書」を配布。他に意見・質問等あれば意見書として記載し、後日送付等をお願いする。頂いた意見・質問は回答し、本日の会議の議事録にも記載する。この議事録は公開するため、意見書での回答も含め公開前に確認のために委員の皆様にお送りする。
- ② 今回の議事録は関係部署と共有し、今後の取り組みに反映させていく。
- ③ 次回は、来年度開催で令和 3 年度の実施状況報告を予定。

【会議後 小郡市地域福祉計画策定委員会 協議内容等に対するご意見（要約）】

<意見書でのご意見>

①会議時の意見の補足として

- ・日頃から総合保健福祉センターがどこにあるかも気にすることなく生活している。自分に支援が必要となったとき、どこに連絡してよいかわからないのが実情である。以前、後見人制度に関して近所の人から聞かれ広報を調べたが分からなかった。必要なものがどこで得られるか気軽に電話ができる案内所のようなものがあればと思う。例えば広報のわかりやすいページに電話番号の掲載があれば良いかと思う。総合保健福祉センター「あすてらす」に集約された各機能を活用するためにも、市民全員に知ってもらいたい。